

# 行橋市契約規則第19条の2の運用について

## (目的)

**第1条** この運用は、行橋市契約規則（昭和39年規則第10号。以下「規則」という。）第19条の2における、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の実施に当たって、必要な事項を定めるものとする。

## (事前公表)

**第2条** 規則第19条の2第1号の発注見通し及び第2号の契約内容等については、発注予定表（様式-1）を作成し、情報コーナー（市庁舎3F）及び行橋市ホームページにおいて公表するものとする。

## (申請書)

**第3条** 契約を希望する者は、発注見通しが公表された日の翌日から、希望事業ごとに契約希望申請書（様式-2）に資格要件を証明する書類又はその写しを添付して提出するものとする。

## (受理票)

**第4条** 市は、資格要件に該当する場合、申請書を受理し、仕様書発行日時を記載した契約希望申請受理票（様式-3）を渡すものとする。

## (見積書)

**第5条** 申請者は、仕様書発行日時に受理票を持参し、仕様書を受け取り、仕様書に記載された指定の日時に見積書を提出するものとする。

## (事後公表)

**第6条** 規則第19条の2第3号については、契約締結結果表（様式-4）を作成し、情報コーナー（市庁舎3F）及び行橋市ホームページにおいて公表するものとする。

## 附 則

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。

令和2年度 発注予定表（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）

令和2年4月3日公表

番号	事業名	事業場所	事業概要	契約締結時期	備考
1	市報ゆくはし等の配送業務	行橋市内全域	市報ゆくはしおよび県広報紙を行政事務嘱託員等216箇所に配送する。	令和2年4月	4月15日号より 担当課：秘書課
2	パンフレット・チラシ・書類等の配送業務	行橋市内全域	市報と同時に配布する印刷物を行政事務嘱託員等216箇所に配布する。	令和2年4月	4月15日号より 担当課：秘書課
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

○契約希望申請方法

契約を希望する者は、発注見通しが公表された日の翌日から、希望事業ごとに随意契約希望申請書（様式－2）に資格要件を証明する書類（写し可）を添付して提出する。申請書提出の期限は令和2年4月10日（金）までとする。

○契約の相手方選定基準

【契約方法】 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、行橋市契約規則第19条の2）

【資格要件】 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体で、かつ行橋市物品等供給契約の指名競争入札参加者の資格、審査等に関する規則第5条第1項に規定する有資格者名簿に記載されている者

【決定方法】 行橋市作成の仕様書に基づき、見積書を徴収し、予定価格を下回る最低の価格の者を契約の相手方とする。

様式－２（第３条関係）

## 契 約 希 望 申 請 書

提出日： 年 月 日

申 請 者 住所 商号又は名称 代表者氏名	印
希 望 事 業 名	市報ゆくはし等の配送業務
法令に基づく認定・許可内容	
行橋市の有資格者名簿登録番号	

※資格要件を証明する書類（写し可）を添付して提出すること。

様式－２（第３条関係）

## 契 約 希 望 申 請 書

提出日： 年 月 日

申 請 者 住所 商号又は名称 代表者氏名	印
希 望 事 業 名	パンフレット・チラシ・書類などの配送業務
法令に基づく認定・許可内容	
行橋市の有資格者名簿登録番号	

※資格要件を証明する書類（写し可）を添付して提出すること。